

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【四半期会計期間】	第100期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	東部ネットワーク株式会社
【英訳名】	TOHBU NETWORK CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 芦原 一義
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区栄町2番地の9
【電話番号】	045(461)1651(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 三澤 秀幸
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区栄町2番地の9
【電話番号】	045(461)1651(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 三澤 秀幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第2四半期 累計期間	第100期 第2四半期 累計期間	第99期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(千円)	5,907,493	6,012,249	11,050,928
経常利益(千円)	328,948	526,482	548,603
四半期(当期)純利益(千円)	200,898	323,328	448,311
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	553,031	553,031	553,031
発行済株式総数(千株)	5,749	5,749	5,749
純資産額(千円)	13,701,550	14,193,963	13,939,562
総資産額(千円)	17,665,560	18,075,797	17,895,243
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	36.62	58.94	81.72
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	7.50	7.50	15.00
自己資本比率(%)	77.6	78.5	77.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	549,420	629,260	943,929
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	359,829	306,823	993,619
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	41,143	41,143	82,286
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,533,418	2,534,287	2,252,994

回次	第99期 第2四半期 会計期間	第100期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.50	32.21

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間のわが国経済は、円高の長期化と個人消費の低迷に加えて、復興対策の遅れもあり、先行きが懸念される状況となってまいりました。

当貨物自動車運送業界におきましては、内需回復が遅れておりますことから輸送需要は引続き減少傾向にあり、同業者間競争が一段と激化すると共に、燃料費が高止まりしておりますので厳しい経営環境下にあります。

当社はこのような状況下、前上期は東日本大震災による被災対応輸送から、当上期は長期間にわたる猛暑対応輸送の繁忙期となりましたが、3PL事業の本格化と集中配車による複合輸送や新輸送システムによる稼働拡大が奏功し、経費削減効果も発揮いたしました。さらに物流センター運営につきましても、新たなマテハン機器の導入等により収益構造改革の成果を上げることができました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高6,012,249千円（前年同期比1.8%増）、営業利益は前述の収益構造改革により504,580千円（前年同期比65.8%増）、経常利益526,482千円（前年同期比60.0%増）、四半期純利益323,328千円（前年同期比60.9%増）となり、増収増益の結果となりました。

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

貨物自動車運送事業

（第1営業部門）

清涼飲料輸送は、東部北陸物流センター開設に次いで、大型の東部海老名物流センターが本格稼働し、増収となりました。

びん・容器輸送は、新製品や軽量びんを新たに輸送いたしました。納入先でペット製品の内製化が進み微増となりました。

以上により、第1営業部門は前年同期比3.4%増収となりました。

（第2営業部門）

石油輸送は、引続き燃料費の高止まりによる節約傾向に加えて、エコカーの普及で輸送量は減少しておりますが、新輸送システム効果で増収となりました。

化成品輸送は、中国や新興国向け輸出に減速感が出てまいりましたものの、国内での新規輸送先が受注できましたので大幅な増収となりました。

セメント輸送は、堤防や液状化現象等の震災対応輸送が一段落しましたことに加え、復興対策の遅れもあり、減収となりました。

その他輸送は、小型車の提供業務を主としておりますが、景気低迷により値引き要請があり、減収となりました。

以上から、第2営業部門は前年同期比3.7%増収となりました。

この結果、関連業務の保管・荷役作業収入を含めた当事業の売上高は、4,178,091千円（前年同期比3.5%増）となり、セグメント利益は355,588千円（前年同期比136.8%増）となりました。

商品販売事業

石油販売は、昨年の震災によりサプライチェーン（供給体制）に問題が発生しましたが、安定納入に努力した結果、新規納入先が増加し、増収となりました。

セメント販売は、新規の設備投資案件に慎重さが加わり、受注件数が減少しておりますことに加え、大型納入工事が完工し、減収となりました。

車両販売等は、車両販売・資材販売・ソフトウェア販売等堅調に推移し、増収となりました。

この結果、当事業の売上高は1,185,261千円（前年同期比1.0%減）となり、セグメント利益は8,472千円（前年同期比11.5%増）となりました。

不動産賃貸事業

自社提供施設は、テナントビル事業で一部空室と東北の施設で利用企業の入替がありました。草加施設の新設効果で増収となりました。

借上施設は、夏期繁忙期用の臨時提供施設の期間が短縮し、減収となりました。

この結果、当事業の売上高は611,619千円（前年同期比2.9%減）となり、セグメント利益は264,588千円（前年同期比2.8%増）となりました。

その他事業

自動車整備事業は、エコカー補助金による買い換えが進み、車検・整備の需要が減少した上に、大手取引先の移転により減収となりました。

損害保険代理業等は、主力の自動車保険の契約件数は増加いたしました。大口契約先の優良割引率が上昇したため減収となりました。火災保険等につきましても、積立型保険の解約等があり減収となりました。

この結果、当事業の売上高は37,277千円（前年同期比10.4%減）となり、セグメント利益は13,109千円（前年同期比28.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ281,293千円増加の2,534,287千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は629,260千円（前年同期は549,420千円の収入）となりました。主な増加要因は、税引前四半期純利益535,036千円、減価償却費275,654千円などであり、主な減少要因は、仕入債務の減少額68,070千円、法人税等の支払額109,010千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は306,823千円（前年同期は359,829千円の支出）となりました。主な減少要因は、定期預金の預入による支出100,000千円、有形固定資産の取得による支出185,588千円、投資有価証券の取得による支出21,427千円などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は41,143千円（前年同期は41,143千円の支出）となりました。減少要因は、配当金の支払額によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総物流業である当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社に与えられた社会的な使命、それら当社企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であります。

これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の強みである、(a)安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、(b)取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、(c)労使一体となった事業の推進等、独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営的な取組みが実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成22年6月29日開催の第97回定時株主総会において、述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の継続につき株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、(a)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c)取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権無償割当てを利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものであります。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当てを実施すべきか否か、新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、(b)大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び(c)大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものと、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないとは判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての実施の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成22年6月29日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続

します。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohbu.co.jp/>）に掲載する平成22年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

に記載した本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものであります。

特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施・不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって新株予約権無償割当て実施の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,996,000
計	22,996,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,749,000	5,749,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	5,749,000	5,749,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年7月1日 ~ 平成24年9月30日	-	5,749,000	-	553,031	-	527,524

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中村 亘宏	横浜市中区	1,415	24.61
アサガミ株式会社 (注)2	東京都千代田区大手町2丁目6-2	321	5.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	262	4.56
中村 千鶴子	横浜市中区	120	2.09
三井住友信託銀行株式会社 (注)3	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	110	1.91
遠藤 恵津子	横浜市港北区	107	1.86
中村 匡宏	横浜市泉区	101	1.76
中村 満代子	横浜市中区	101	1.76
清水 和枝	横浜市緑区	100	1.74
丸全昭和運輸株式会社	神奈川県横浜市中区南仲通2丁目15	100	1.74
計	-	2,737	47.61

- (注) 1. 当社は、自己株式263千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は4.58%)
2. アサガミ株式会社は、平成24年10月1日に東京都千代田区丸の内3丁目1番1号に住所変更されております。
3. 三井住友信託銀行株式会社は、信託業務に係る株式は保有しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 263,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,484,800	54,848	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,749,000	-	-
総株主の議決権	-	54,848	-

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東部ネットワーク株式会社	横浜市神奈川区栄町 2番地の9	263,200	-	263,200	4.58
計	-	263,200	-	263,200	4.58

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.7%
売上高基準	- %
利益基準	0.7%
利益剰余金基準	0.8%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,252,994	2,634,287
受取手形	27,376	23,543
営業未収入金	1,141,263	1,063,050
原材料及び貯蔵品	30,311	23,615
その他	171,409	169,333
貸倒引当金	3,895	3,625
流動資産合計	3,619,459	3,910,205
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,620,113	3,537,966
車両運搬具(純額)	252,006	312,315
土地	7,520,861	7,520,861
その他(純額)	409,214	378,120
有形固定資産合計	11,802,196	11,749,264
無形固定資産	167,038	141,406
投資その他の資産		
投資有価証券	682,067	660,551
差入保証金	1,429,180	1,429,051
その他	195,304	188,218
貸倒引当金	4	2,899
投資その他の資産合計	2,306,548	2,274,921
固定資産合計	14,275,784	14,165,592
資産合計	17,895,243	18,075,797
負債の部		
流動負債		
支払手形	23,669	70,948
営業未払金	759,820	644,471
未払金	52,003	20,074
未払費用	180,915	181,487
未払法人税等	113,256	223,080
引当金	90,614	83,400
その他	204,887	166,059
流動負債合計	1,425,167	1,389,521
固定負債		
繰延税金負債	1,092,521	1,070,594
再評価に係る繰延税金負債	123,215	123,215
引当金	98,453	104,856
長期前受金	64,812	62,038

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成24年9月30日)
長期預り保証金	1,139,603	1,119,286
資産除去債務	11,908	12,322
固定負債合計	2,530,513	2,492,312
負債合計	3,955,680	3,881,833
純資産の部		
株主資本		
資本金	553,031	553,031
資本剰余金	527,722	527,722
利益剰余金	13,401,295	13,683,480
自己株式	194,955	194,955
株主資本合計	14,287,092	14,569,278
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	102,271	74,487
土地再評価差額金	449,801	449,801
評価・換算差額等合計	347,530	375,314
純資産合計	13,939,562	14,193,963
負債純資産合計	17,895,243	18,075,797

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
売上高	5,907,493	6,012,249
売上原価	5,423,407	5,331,647
売上総利益	484,086	680,602
割賦販売未実現利益戻入額	933	399
割賦販売未実現利益繰入額	658	248
差引売上総利益	484,361	680,753
販売費及び一般管理費	180,060	176,173
営業利益	304,300	504,580
営業外収益		
受取利息	453	355
受取配当金	13,193	10,146
車両賃貸料	600	-
補助金収入	6,000	6,300
その他	7,766	8,432
営業外収益合計	28,013	25,234
営業外費用		
支払利息	3,013	3,332
その他	351	-
営業外費用合計	3,365	3,332
経常利益	328,948	526,482
特別利益		
固定資産売却益	13,632	11,750
特別利益合計	13,632	11,750
特別損失		
固定資産除却損	138	-
ゴルフ会員権評価損	-	300
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	-	2,896
特別損失合計	138	3,196
税引前四半期純利益	342,443	535,036
法人税、住民税及び事業税	146,440	217,509
法人税等調整額	4,895	5,801
法人税等合計	141,544	211,707
四半期純利益	200,898	323,328

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	342,443	535,036
減価償却費	323,471	275,654
貸倒引当金の増減額(は減少)	79	2,625
その他の引当金の増減額(は減少)	14,022	810
受取利息及び受取配当金	13,647	10,502
支払利息	3,013	3,332
有形固定資産売却損益(は益)	13,632	11,750
有形固定資産除却損	138	-
ゴルフ会員権評価損	-	300
補助金収入	6,000	6,300
売上債権の増減額(は増加)	29,888	82,046
たな卸資産の増減額(は増加)	5,807	6,696
仕入債務の増減額(は減少)	21,410	68,070
その他の資産の増減額(は増加)	37,601	2,687
その他の負債の増減額(は減少)	95,806	86,114
小計	694,174	724,830
利息及び配当金の受取額	13,655	10,473
利息の支払額	3,013	3,332
補助金の受取額	6,000	6,300
法人税等の支払額	161,396	109,010
営業活動によるキャッシュ・フロー	549,420	629,260
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	322,240	185,588
有形固定資産の売却による収入	13,212	12,497
無形固定資産の取得による支出	70,000	12,990
投資有価証券の取得による支出	681	21,427
投資有価証券の償還による収入	20,000	-
貸付けによる支出	2,380	2,350
貸付金の回収による収入	2,260	3,035
投資活動によるキャッシュ・フロー	359,829	306,823
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	41,143	41,143
財務活動によるキャッシュ・フロー	41,143	41,143
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	148,447	281,293
現金及び現金同等物の期首残高	2,384,970	2,252,994
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,533,418	2,534,287

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ8,175千円増加しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
給料及び手当	50,408千円	42,496千円
賞与引当金繰入額	5,010	5,676
役員賞与引当金繰入額	11,010	10,770
退職給付費用	1,275	1,377
役員退職慰労引当金繰入額	4,550	4,750
貸倒引当金繰入額	79	270

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	2,533,418千円	2,634,287千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	100,000
現金及び現金同等物	2,533,418	2,534,287

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	41,143	7.50	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	41,143	7.50	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	41,143	7.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	41,143	7.50	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額(注)3
	貨物自動車 運送事業	商品販売事 業	不動産賃貸 事業	その他事業 (注)1	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,038,686	1,197,202	630,006	41,598	5,907,493	-	5,907,493
計	4,038,686	1,197,202	630,006	41,598	5,907,493	-	5,907,493
セグメント利益	150,156	7,600	257,418	18,289	433,465	129,164	304,300

(注)1. 「その他事業」は、自動車整備業及び損保代理業等であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)2	四半期損益 計算書計上 額(注)3
	貨物自動車 運送事業	商品販売事 業	不動産賃貸 事業	その他事業 (注)1	計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,178,091	1,185,261	611,619	37,277	6,012,249	-	6,012,249
計	4,178,091	1,185,261	611,619	37,277	6,012,249	-	6,012,249
セグメント利益	355,588	8,472	264,588	13,109	641,758	137,178	504,580

(注)1. 「その他事業」は、自動車整備業及び損保代理業等であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書計上額(営業利益)と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	36円62銭	58円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	200,898	323,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	200,898	323,328
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,485	5,485

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....41,143千円

(ロ) 1株当たりの金額.....7円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月7日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

東部ネットワーク株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 種村 隆 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東部ネットワーク株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第100期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東部ネットワーク株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。